の項中

自動車用タイヤ更正タイヤ用練生地	

を

自動車用タイヤ	

に、

ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品（電線被覆を除く。） その他のゴム製品 再生ゴム	

を

ゴム製履物 プラスチック製履物 ゴムベルト ゴムホース 工業用ゴム製品（電線被覆を除く。） その他のゴム製品 更正タイヤ用練地 再生ゴム	

に改め、同表非鉄金属及び非鉄金属加工製品の項中

鉱物及びコークス月報	二部	翌十日月	都道府県知事	翌十五日月

を

鉱物及びコークス月報	二部	翌十日月	経済産業局長	翌十五日月

に改め、同表鉱物及び石炭製品の項中

セメント・セメント製品月報	全部	
	右以外のもので従事者三十名以上のもの	セメントクリンカを生産するもので従事者三十名以上のもの

を

セメント・セメント製品月報	全部	
	右以外のもので従事者三十名以上のもの	セメントクリンカを生産するもので従事者三十名以上のもの

に改め、同表窯業製品、土石製品及び建材の項中

セメント月報	全部	
セメント製品月報	従事者二十名以上のもの	

を

フィルムシート 合成皮革 パイプ 継手 機械器具部品（照明用品を含む。） 日用品・雑貨 容器 建材 発泡製品 強化製品 浴槽 浄化槽 その他	従事者五十名以上のもの

に改め、同表ゴム製品の項中

フィルムシート 合成皮革 パイプ 継手 機械器具部品（照明用品を含む。） 日用品・雑貨 容器 建材 発泡製品 強化製品 浴槽 浄化槽 その他	従事者四十名以上のもの

を

履物生地除ゴム製品	

に、

電気金 電気銀 粗銅 電気銅 銅ケーク 銅ビレット 粗鉛（副産粗鉛を含む。） 電気鉛 電気亜鉛（精留亜鉛を含む。） 蒸留亜鉛	

を

電気金 電気銀 粗銅 電気銅 粗鉛（副産粗鉛を含む。） 電気鉛 亜鉛	

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

2　調査の期日がこの省令の施行の日前に属する経済産業省生産動態統計調査については、なお従前の例による。